

審査基準

評価項目 【】は申請書との対応	審査の視点	配点
製品の有用性 市場性 【2】	・防災に資する製品であるか。 ・製品の市場性を把握したうえで、製造・開発しているか。	20
品質管理 【3】	(共通) ・製品の安全性を確認する実証試験を行っているか。 ・製品の経年変化を確認する実証試験を行っているか。 ・製品の耐久性を確認する実証試験を行っているか。 ・耐久性を高めるための工夫（材料や部品の選定等）がされているか。 ・原材料の出荷元等での試験や検査をクリアしているか。 ・製造に関して、大気汚染や水質汚濁等への配慮が行われているか。 ・省エネ、省資源、資源循環等、環境への配慮が行われているか。 (システム関係項目) ・システム想定規模での動作確認（模擬動作確認等）が行われているか。 ・セキュリティ対策（データ保護及び消失・漏洩防止等）が行われているか。 ・システムのバージョンアップにおいて、現契約者に対するサービス低下が起こらないように配慮しているか。 ・機器の故障その他不具合発生時でもサービスを途絶えさせない体制は整備出来ているか。 ・バグ等の発生に対処（パッチ提供等）する体制は出来ているか。 (備蓄食品関係項目) ・製造工程における衛生管理体制が徹底されているか。	30
リスク管理・メンテナンス体制 【4】	・製品に関する事故等が発生した場合、解決できるよう保険加入等の措置が講じられているか。 ・取扱説明書等を作成し、安全に使用できる製品となっているか。 ・維持管理（メンテナンス）を考慮した製品となっているか。 ・メンテナンスに関する表記（部品の交換時期等）がされているか。	15
県経済への貢献度 【5】	・製品に関する業務により、県内で雇用が発生しているか。 ・県内で、どの程度材料を調達しているか。 ・県内で、どの程度生産しているか。 ・他企業等への経済波及効果等があるか。	10
製品の優位性 【6】	・他社競合製品と比較した場合、価格の妥当性はあるか。 ・他社競合製品と比較した場合、優位性等はあるか。 ・他社製品の産業財産権（特許権等）の状況を把握しているか。	15

生産・販売体制 【 7 】	・ 生産・販売体制が確立されているか。 ・ 販売戦略が検討され、適正な販売見込みが計画されているか。	1 0
知的財産 （加点項目） 【 8 】	・ 特許権や実用新案権、意匠権等は所有しているか。 （取得している＋5、出願している＋3）	5
第三者認証等の取得 状況（加点項目） 【 9 】	・ 法令上義務付けられていない認証、認定、登録等の取得により、品質・安全性・信頼性の向上に取り組んでいるか。	5

※各項目共通：記載内容に関する資料（データ等）が添付されているか。